

寝具借入仕様書

1 案件名称

令和8年度淀川区役所宿直用寝具借入

2 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 納入場所

大阪市淀川区役所 1階

大阪市淀川区十三東2丁目3番3号

4 業務内容

(1) 借入物品の仕様

	品目	1組あたり の数量	寸法および規格
1	掛布団（夏季） 〔令和8年4月1日～ 令和9年10月31日〕	1枚／月	150cm×200cm 中綿：0.5kg以上
2	掛布団（冬季） 〔令和8年11月1日～ 令和9年3月31日〕	2枚／月	150cm×200cm 中綿：2.2kg以上
3	敷布団	1枚／月	100cm×200cm 中綿：5.0kg以上
4	枕	1個／月	35cm×45cm 中材：パイプチップ 1.3kg以上
5	毛布	1枚／月	145cm×200cm 目付：1.7kg以上
6	敷布団用マットレス	1枚／月	100cm×200cm 素材：ウレタン
7	包布	1枚／週	上記1および2の掛布団に適合するもの 横紐
8	敷布	1枚／週	上記3の敷布団に適合するもの 平物
9	枕カバー	1枚／週	上記4の枕に適合するもの 筒袋型
10	毛布カバー	1枚／週	上記5の毛布に適合するもの 横紐

※ 寸法は、縦横各々+10cmまでを許容範囲とする。

※ 同等品以上も可とする。

(2) 配送頻度

- ・借入物品のうち「掛布団」「敷布団」「枕」「毛布」「敷布団用マットレス」(以下「布団類」という。)は、1ヶ月に1回以上乾燥を行うか新しいものと交換し、布団類が清潔に使用できるよう最善を尽くすこと。
- ・借入物品のうち「包布」「敷布」「枕カバー」「毛布カバー」(以下「カバー類」という。)は、1週間に1回交換するものと考え、必要数を少なくとも1ヶ月に1回納入すること。納入時には、使用済みのカバー類を引き取ること。

(3) 数量

6組

(4) その他

- ・寝具の配送（納入・引取り）は、原則として宿直員が勤務する時間帯に行うこととし、詳細な日時は契約締結後に発注者と調整のうえ決定する。
- ・寝具は、洗濯、乾燥、消毒、補修、打ち直し等が済んだ完全なものを納入すること。納入時に際しては衛生面に配慮するとともに、納入後、不良品・欠陥品が判明した場合は、すみやかに取替えを行うこと。
- ・借入物品の配送（納入・引取り）、洗濯・乾燥等、この仕様書に定める一切の経費はすべて契約金額に含むものとする。

6 報告・検査

- (1) 受注者は、各月ごとに納品書を作成のうえ、翌月15日まで（ただし、その日が3月31日以降となるときは、3月31日まで）に発注者に提出しなければならない。加えて、受注者は別紙「業務完了報告書」を作成の上、当該年度末までに発注者に提出しなければならない。
- (2) 発注者は、前項の規定による報告を受けたときは、報告を受けた日から10日以内に、物品が使用できる状態にあることの確認を完了し、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。

7 賃貸借料金の支払い

- (1) 発注者は、賃貸借料金を月単位に分割して、受注者に支払うものとする。
- (2) 借入期間に1か月未満の端数が生じたとき、又は受注者の責めに帰すべき事由により発注者が物品を使用することができなかつたときは、発注者が受注者に支払うべきその月分の賃貸借料金は、その月の暦日数に基づく日割計算によって計算した額とする。
- (3) 受注者は、前2項の賃貸借料金の当月分を翌月以降に、発注者に対して請求することができる。
- (4) 前項の請求は、発注者が当月分の給付について行う検査に合格したのちでなければすることがない。
- (5) 発注者は、前2項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に賃貸借料金を支払わなければならない。

8 特記事項

- (1) 履行にあたって施設に損傷を与え若しくは災害を発生させた場合、又は業務を行うにつき第

三者に損害を及ぼした場合は、受注者において速やかにその損害の補償・賠償を行うこととし、本市は一切の責任を負わない。ただし、本市の責めに帰すべき事由においてはこの限りでない。また、施設管理担当者から指示があれば、受注者負担で養生を行うこと。

- (2) 応札に当たっては本仕様書を十分検討し、疑義ある場合（同等品の可否を含む）は質問期間内に指定の方法によりよく質し、その内容を熟知の上応札するものとする。質問受付期間経過後の疑義については受付しない。契約後における仕様書の疑義は、本市の解釈によるものとする。
- (3) 発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適切な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の淀川区役所総務課（連絡先：06-6308-9625）に報告しなければならない。
- (4) 別紙特記事項及び特記仕様書並びに附則の規定を遵守すること。
- (5) 契約の締結は、本案件にかかる令和8年度予算の発効を条件とする。予算が成立しない場合は契約の締結を行わない。これに伴い、受注予定者において損害が生じた場合にあっても、本市はその損害について一切負担しない。

9 事業担当

大阪市淀川区役所総務課

〒532-8501 大阪市淀川区十三東2丁目3番3号

電話：06-6308-9625

令和 年 月 日

業務完了報告書 □ () 月分
■ 完 納

大阪市長 様

住所又は事務所所在地

商号又は名称

氏名又は代表者氏名

印

次のとおり業務が完了しましたので報告します。

契約番号	大淀総第 号
案件名称	令和8年度淀川区役所宿直用寝具借入
履行期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
履行場所	大阪市淀川区役所1階
業務内容	淀川区役所勤務の宿日直職員用寝具の各月貸出及び交換等
業務実施完了日	令和 年 月 日

※本市記入欄

履行確認	令和 年 月 日 検査職員 大阪市淀川区役所総務課長
------	----------------------------------

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方並びに下請負人を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.1 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること。
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること。
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと。
- 画像及び動画の生成 AI サービスを利用する場合は、利用者が生成物を利用する際に他者の著作権を侵害しないよう選別したコンテンツで AI モデルの学習をしているサービスを利用することを原則とする。ただし、当該要件に該当しないサービス又は該当するか不明のサービスを利用する場合は、生成内容が既存著作物との類似性や無許諾での依拠がないことを確認し、かつ、成果物として利用する際は発注者の同意を得ること。
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する。
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する。
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること。
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する。
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する。
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること。
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること。
- 生成・出力された文章は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、加筆・修正のうえで使用すること。
- 生成・出力内容は、上記に定める正確性の確認等を経たうえで、加筆・修正を加えずに利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえで利用すること。
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること。

グリーン配送に係る特記仕様書

- 1 本契約に基づき物品等を大阪市に納入する際には、車種規制非適合車以外の自動車である、大阪市グリーン配送適合車（以下「グリーン配送適合車」という。）を使用しなければならない。

注 「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車 NO_x・PM 法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

なお、物品配送業務を他人に委託するときは、受託人の使用する自動車についてグリーン配送適合車の使用を求ること。

- 2 本契約締結後速やかに、本市が別途定める様式により、物品配送業務に使用する自動車がグリーン配送適合車である旨の届出を環境局環境管理部環境管理課あて行うこと。
ただし、既に本市に届出済みの自動車を使用する場合又は次の各号に定める自動車を使用する場合はこの限りではない。
 - (1) 大阪府グリーン配送実施要綱に基づく大阪府グリーン配送適合車
 - (2) 神戸市グリーン配送ガイドラインに基づく神戸市グリーン配送適合車
- 3 本市に届出済みのグリーン配送適合車に、グリーン配送適合ステッカーを貼付すること。
- 4 物品等を納入した際に、本市職員が確認のため「グリーン配送適合車届出済証」等の提示を求めた場合には、協力すること。

大阪市グリーン配送に関する問合せ

大阪市環境局環境管理部環境管理課
自動車排ガス対策グループ
電話：06-6615-7965

職員等の公正な職務の執行の確保にかかる特記仕様書

(条例の遵守)

第1条 受注者および受注者の役職員は、この契約の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」(平成18年大阪市条例第16号)（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)

第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者へ報告しなければならない。

(調査の協力)

第3条 受注者および受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(発注者の解除権)

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約(協定)を解除することができる。(指定管理者の指定を取り消すことができる。)